

■山崎裁判とは？ いま何を焦点としているのか？

神奈川県横須賀市で2006年1月3日早朝、米空母の乗組員である米兵リースが通勤途中の佐藤好重さんを素手で殺害しました。この米兵は刑事事件として無期懲役の刑が確定し横須賀の刑務所に服役中です。夫の山崎正則さんは「妻の無念をはらしたい。米兵犯罪を繰り返えさせてはならない」と決意して提訴しました。09年5月20日に横浜地方裁判所で判決をむかえました。米兵本人への高額な賠償を命じたものの、米軍と国の責任を認めなかったため、国を相手にその責任を追求して控訴しました。2011年6月16日に東京高裁で最終弁論が行われ結審し、秋にも判決が言い渡されます。

■「勤務時間外にも監督権限はある」との一審裁判決は大きな前進

事件を起こした米兵リースは夜通しバーで酒を飲み、金銭を奪う目的で通勤途上の好重さんを襲いました。好重さんがぐったりし、金銭を奪える状態にあったにもかかわらず、殴る蹴るなど、息の根が止めるまで残虐な暴行を続ける「殺人マシン」とでもいうべき、軍人特有の犯行でした(何事もなかったかのように、犯行直後コンビニでサンドイッチと水を買っている)。

一般市民が事件に巻き込まれる背景には、米軍に特権を与える日米地位協定があります。さらに米兵犯罪の第一次裁判権を実質放棄した「密約」があり、米兵の刑事責任を追及する道が閉ざされています。こうして米兵犯罪は長年野放しにされつづけてきました。

国は、勤務時間外の米兵は米軍の監督下にないので米軍や国に責任はないと主張してきましたが、横浜地裁判決は公務時間外であっても監督権限の不行使が著しく合理性を欠くときには国の賠償責任を認めました(控訴審で国はこれに反論せず認めました)。これは大きな前進です。

しかし、横浜地裁判決は、繰り返される米兵犯罪であることを見落とし、米軍の広範な裁量権を認め、本件では監督義務違反はないとしました。

また、国は、米軍の監督権限の目的は軍隊としての任務を遂行するためのものであり「横須賀基地周辺住民を含む日本国民の生命、身体等の安全を確保するためのものではない」(2011年6月16日国側準備書面(7))のだから、監督権限の不行使にはならないとも主張しています。

■「普通のルールを守らせよ」という当たり前のこと

犯人の米兵リースは夜通し飲酒し出勤途中に犯行に及び勤務を遅刻しました。「勤務に遅刻してはダメだ」「寝不足や酔って勤務してはダメだ」というのは社会人として常識です。飲酒を全面禁止せよと言っているのではなく、勤務に支障をきたす深夜から早朝までの飲酒を規制・監督するのは当たり前のことであり、それを犯人の上司達はサボっていたと言うことです。高度な規制や監督権限の行使を問題にしているのではありません。



在日米海軍は好重さんの殺害事件の直後に飲酒・外出規制を行いました。米軍とて、やれば出来るのです。米兵の事件は繰り返されているのだから、事件以前に深夜の飲酒・外出規制等の対策が取られていれば、好重さんの事件は起こらなかったはずです。

米軍と国の責任を追及し認めさせることが、繰り返される米兵犯罪を防止するためには欠かせません。皆様のご支援ご協力を訴えます。署名へのご協力を訴えます。